

★★注意事項

1. 前払いについて：現場説明事項の「工事費の支払い」に記載のとおり、事業年度が2ヶ年に渡るため、契約締結後（議会の議決が必要な場合は議決後）すみやかに請求すること。
2. 工事保険について：受注者が共同企業体の場合は、現場説明事項の「工事保険等」に記載のある保証証書の写しまたは付保証明の原本について、「被保険者」欄に共同企業体名の記載があるか、または保険等が共同企業体対象工事であることを明記していること。